

コロナウィルス影響対策(令和2年度限定)

○就農促進支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、南砺市内の農業生産団体に就職又は南砺市内で独立経営（独立経営に向けた研修も含む）を予算の範囲内で支援します。

対象期間は、令和3年3月31日までに取得・実施したものです。

1.就農準備支援事業

- ①農業の衣服や雨具、作業靴などの購入費用を支援（就職及び独立経営(研修者)を対象）
補助率 1/2 1名あたり2万円を上限に補助
対象品目は、別表1のとおり
- ②農業用自動車の取得支援（独立経営（研修者）を対象）
補助率 1/2 上限30万円（軽トラックなどを対象）

2.農業資格取得支援

- ・農業経営に必要な大型特殊自動車免許・ドローン操縦資格・毒物劇物取扱責任者などの農業用の免許・資格を取得する費用の一部を助成
補助率 1/2 上限は1名あたり10万円（資格の取得数にかかわらず）
対象資格は、別表2のとおり

3.就農交通費支援

- ・県外の方が南砺市内で就農する場合、就農相談や面接及び住居を探すために南砺市に来るための費用を助成（県外であって片道100km以上の距離）
補助率 1/2 2回までの訪問について対象
交通費は、JR等公共交通の料金、車の場合の高速料金、ガソリン代、市内のタクシー料金やレンタカー料金を対象にします。
JR料金等及びガソリン代は市の規定で支払います。（実費ではなく最寄駅からの計算となります。高速料金も最寄りのインターチェンジからの料金となります）

◇補助金交付対象者

- 1-①と2 就農者・雇用者（農業生産団体）
- 1-②と3 就農者

令和2年7月17日以降、令和3年3月31日までに南砺市内の農業生産団体と雇用契約を結んだ者（また内定を受けて確実に就職する者）・認定新規就農者及び青年就農ビジョン認定を受けた者を対象（または確実にみられるもの）

- ◇注意事項 補助事業を受けるためには、事前に申請が必要となります。また、それぞれにかかった費用の証明のため、領収書など証拠書類の提出が必要となります。

別表 1 就農支援事業の作業衣等の対象品目

品名	着数（個数）上限	備考
作業衣（冬用）	2着	
作業衣（夏用）	2着	
長靴	1足	
靴	1足	
帽子	1個	
ヘルメット	1個	
冬用ジャンパー	1着	
雨合羽	1着	上下

上記にないもので、市長が必要と判断するものは対象とします。

別表 2 農業資格取得支援の対象資格等一覧

資格名	備考
大型特殊自動車免許	農業用だけでも可
けん引免許	農業機械運搬
産業用マルチローターオペレーター	産業用ドローン、農薬散布等
移動式クレーン運転士	ユニック車のクレーン操作に必要
玉掛け作業士	クレーンのフックに吊り下げる場合に必要
フォークリフト免許	フォークリフトの運転時に必要
ラジコンヘリコプター操縦資格	農薬散布等
毒物劇物取扱責任者	農業用品目でも可、農薬の保管に必要
農薬管理指導士	農薬の適正な使用の助言、指導
土壌医	土づくりマスター、土づくりアドバイザー
危険物取扱者	ガソリン等を貯蔵する場合
ボイラー技士	園芸施設でボイラーを取り扱う場合
農業機械整備技能士	農業機械の点検、修理
農業簿記検定	
日本農業技術検定	
日本農業検定	

普通自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、大型自動車免許は対象としません。

上記にないもので、市長が必要と判断する資格は対象とします。